

### 第3 要証事実 A（レイプ被害の存在）の真実性

#	要証事実（主要・重要な部分）	本件各記載
A	2018年7月27日、谷氏が大内氏の自宅に赴き、大内氏に対して性交を強要したこと（レイプ被害の存在）	本件記載3、4、5

#### 1 はじめに

2018年7月27日、谷氏が大内氏の自宅のベッド上で大内氏に抱きついた事実については争いがない。しかし、ベッド上での行為について、要するに、大内氏は性交が強要されたと主張し（乙39・4～5頁、乙48・8～10頁）、谷氏はネタとして抱きついたに過ぎないと主張し（乙49・22頁、乙50・30～31頁）、双方のストーリーが真っ向から対立している。このような場合には、「動かし難い事実」と整合するのはいずれのストーリーかという観点から事実認定を行うことになる。

以下では、大内氏のストーリーが正しいこと、すなわち、本件の「動かし難い事実」からだけでもレイプ被害の存在が合理的に推認できるところ、その他の間接事実を踏まえればレイプ被害の存在は優に認められることを主張し（下記2）、次に、谷氏が別件訴訟における主張と同趣旨の主張を本件訴訟でもすると想定されるからそれが失当であることを先んじて指摘し（下記3）、最後にまとめる（下記4）。

#### 2 レイプ被害の存在が優に認められること

##### (1) 「動かし難い事実」の内容

本件において事実認定の出発点となる「動かし難い事実」、すなわち、争いがない事実及び客観証拠から認定できる事実は、以下のとおりである。

- ① 谷氏は、2005年に本件劇団を立ち上げた同劇団の主宰者であり、「福島三部作」の作者である。谷氏は、2018年7月当時36才の既婚男性であり、身長は185cmである（乙51）。
- ② 大内氏は、2017年12月に「福島三部作」（の第一部）のオーディションに合格し、同作品に出演するため2018年6月5日に初めて本件劇団の稽古に参加した俳優である。大内氏は、2018年7月当時25才の未婚女性であり、身長は169cmである（乙52）。
- ③ 谷氏は、2018年6月5日から7月2日までの「福島三部作」の稽古期間中、（肩凝りであった）谷氏の肩を揉む大内氏の胸を触ることがあった（乙49・7頁）。
- ④ 2018年7月26日、「福島三部作」の公演の終了後、谷氏は居酒屋で飲み会を開始し、その後、駒場東大前駅付近に移動して飲み会を続けた（乙49・22頁、乙50・3頁）。駒場東大前駅付近での飲み会は23時頃から開始され、谷氏、大内氏及び本件劇団の劇団員らが参加した。劇団員らは先に帰宅し、谷氏と大内氏のみが（翌日の）深夜2時40分頃まで同所に滞在した（乙53、乙54）<sup>3</sup>。
- ⑤ 2018年7月27日2時35分及び40分、大内氏は、「福島三部作」に出演している（他劇団に所属する）俳優に対して、以下を記載したLINEを送信した（乙55）。

2時35分「……てか、谷さんが恐ろしいことになってます」

2時40分「●●<sup>4</sup>さんが『俺と谷くんて彩加を争ってる』の意味が本気でわかりました」

---

<sup>3</sup> 大内氏のタイムラインによれば、2018年7月26日の駒場東大前駅付近での滞在時間は23時01分から翌2時38分までであり（乙53）、谷氏のタイムラインによれば23時01分から翌2時44分までである（乙54）。

<sup>4</sup> 「●●」の部分にはこのLINEの相手方である俳優の名前が記載されている（それを被告訴訟代理人が黒塗りしている）。

⑥ 谷氏と大内氏は、タクシーに乗車し、2018年7月27日深夜3時頃、大内氏の自宅に到着した<sup>5</sup>。谷氏の飲酒量はビール換算で10杯以上に達しており、「相当に酔っ払っていた」状態であった（乙50・3頁、28頁、乙49・22頁）。

⑦ 同日3時11分、大内氏は、駒場東大前駅付近の飲み会に参加していた劇団員の一人である██████████に対して、以下を記載したLINEを送信した（乙8-3<sup>6</sup>）。

「谷さんを連れて帰ってほしかったと今切に思っているよ」

⑧ その後、谷氏は、大内氏のベッドの上で大内氏に抱きついた（甲9・23頁、乙49・22頁、乙50・30頁）。

⑨ 同日8時42分、大内氏は、██████████に対して、以下を記載したLINEを送信した（乙8-3）。

「マジ辛い無理」

「かなり精神にきてる」

⑩ 同日8時58分、谷氏は、大内氏の自宅を出た（乙54）。

⑪ 同日9時16分から21分にかけて、大内氏は、██████████に対して、以下を記載したLINEを送信した（乙8-3）

「自分が汚すぎてもういやだ」

「しんだほうがましだっておもってる」

「谷さんは毎朝私で抜いてるんだってさ」

「そんなん、ききたくもなかったわ」

「私この先ダルカラで仕事取っても身体使ったとか思われてしまうのかな」

⑫ 2022年6月、大内氏は、性被害者支援団体であるレイプクライシスセ

---

<sup>5</sup> 大内氏のタイムラインによれば2018年7月27日3時02分に自宅に到着しており（乙53）、谷氏のタイムラインによれば同日3時04分に到着している（乙54）。

<sup>6</sup> 2018年7月27日の大内氏と██████████のLINEの全体については乙56のとおり。

ンターTSUBOMI（以下「TSUBOMI」という。）に対して、以下を含むメールを送信し、レイプ被害について相談した（乙40）。

「2018年7月にレイプ被害に遭いました。劇団主宰の男性から受け…  
…ました。……レイプされた自分が汚くて思えて仕方ないです」

## (2) 「動かし難い事実」から推認できる事実

上記⑦のとおり、大内氏は、2018年7月27日に谷氏とともに自宅に到着した直後に、それが不本意である旨を██████に伝えている。このことから、大内氏が谷氏の来訪について歓迎していないこと、つまり、「大内氏の自宅に行きたい」という谷氏の強い要望を大内氏が渋々受け入れざるを得ない状況であったことが推認できる。なお、同日の大内氏から██████に対するLINEにおいて大内氏が虚偽を述べる理由は無いため、各LINEの内容は、当時の大内氏の感情をそのまま記載したものといえる。

上記⑤のうち、大内氏が、駒場東大前駅付近を離れる7月27日2時40分に「『俺と谷くんが彩加を争っている』の意味が本気でわかりました」とのLINEを送信している事実から、同所において、谷氏が大内氏に対してアプローチしていた（口説いていた）こと、及び、その流れで大内氏の自宅に谷氏が来ることとなったことが分かる。また、その直前である同日2時35分に、大内氏が、「谷さんが恐ろしいことになってます」とのLINEを送信している事実から、谷氏によるアプローチが執拗なものであったことが推認できる。

上記⑨及び⑩のうち、大内氏が27日の朝に「マジ辛い無理」、「かなり精神にきてる」及び「しんだほうがましだっておもってる」とのLINEを██████に送信した事実から、大内氏の自宅における谷氏の行動が、大内氏にとって「しんだほうがまし」だと思えるほどに辛い出来事であったことが分かる。

上記③によれば、2018年7月27日以前から、大内氏は谷氏に胸を触られ

ていたものであり、しかもそれは他の劇団員の面前で行われたものであった。このような経験をしてきた大内氏が、██████に対して上記⑨及び⑩のようなLINEを送信していることからすれば、大内氏が2018年7月27日に体験した出来事は、少なくとも単に胸を触られるという程度の身体接触を遥かに上回る苦痛を伴う出来事があったことが推認できる。

上記⑪のうち、大内氏が27日の朝に「自分が汚すぎてもういやだ」及び「私この先ダルカラで仕事取っても身体使ったとか思われてしまう」とのLINEを██████に送信した事実からは、上述の大内氏が経験した「しんだほうがまし」だと思えるほどに辛い出来事が、谷氏との意に沿わない性交であると推認できる。「仕事取っても身体使ったとか思われてしまう」は、谷氏との性交が行われたことを前提にそれと引き換えに配役をもらった(いわゆる「枕営業」であった)と周りに誤解されてしまう意味であり、「自分が汚すぎてもういや」は、性暴力被害後の反応として文献上も広く報告される感情だからである(乙57、乙58)。実際、大内氏が後にTSUBOMIに対してレイプ被害について相談した際も、「レイプされた自分が汚くて思えて仕方がない」と述べている(上記⑫)。

上記⑪のうち、大内氏が「谷さんは毎朝私で抜いてるんだってさ」とのLINEを██████に送信した事実から、谷氏が大内氏に対して、大内氏を「おかず」にして毎朝自慰を行っていると述べたことが分かる(「抜く」とは男性による自慰行為の俗語である)。大内氏が谷氏から酷い性的発言を受けたこと、ひいては、大量の飲酒(上記⑥)の結果、谷氏の規範意識が少なくともそのような発言をする程度にまで下がっていたこと分かる。

上記①及び②から、谷氏は、10年以上前に本件劇団を立ち上げた同劇団の主宰者(トップ)であり、配役を決める等の強大な権限を有しているところ、大内氏は本件劇団で稽古を始めてから僅か1ヶ月の新参者の俳優であり、両者の間には極めて大きな権力勾配があったこと、及び、谷氏は185cm

と大柄な男性であり、女性である大内氏が力で敵う相手ではなかったことが分かる。よって、大内氏は谷氏に対して、心理的にも物理的にも強く抵抗できる状況ではなかった。

以上からすれば、2018年7月27日、相当に酔っぱらって規範意識が大きく低下した谷氏が、大内氏の自宅に行きたいと強く要望し、大内氏が渋々それを受け入れたところ、谷氏がベッド上で大内氏に抱きつき、心理的・物理的に強く抵抗できない大内氏に対して意に反する性交を強要したことが合理的に推認できる。

### (3) レイプ被害について複数の第三者に相談していること

大内氏は、谷氏から受けたレイプ被害について、以下のとおり ██████████ ██████████ (以下「██████████」という。) 及び ██████████ に相談し、さらに、性被害支援センター (TSUBOMI) にも相談している。

まず、大内氏は、レイプ被害後にはじめて谷氏と顔を合わせた2018年7月28日 ██████████ に対して、レイプ被害について泣きながら相談している (乙39・7頁)。大内氏が ██████████ に対してレイプ被害の相談をしたことは、両者間の後のLINE (乙59) から裏付けられる。すなわち、2022年9月25日、大内氏が ██████████ に対し、過去に谷氏のレイプ被害を相談していた事実を覚えているかを確認するべく「██████████にも言ってたけれどさ、谷さんにレイプされたことあったやん」とLINEを送付したところ、██████████ から「うん」と肯定する返事を送付されている。かかる客観証拠からも、大内氏が ██████████ に対して谷氏によるレイプ被害について相談していた事実の存在は明らかであり ██████████ への被害相談に係る大内氏の前記供述はかかる客観証拠に整合しているから信用できる。

また、大内氏は、2018年8月、アルバイト先の同僚であった ██████████ に対して、レイプ被害について相談した (乙39・7頁、乙60・1~3頁)。██████████

■には虚偽を述べる理由がない上、陳述書の内容に不合理な点もないから、その内容は信用できる。さらに、2018年9月15日、大内氏は■に対して「私にあんたらが付き合っている間に楽しくレイプされてました……」などとLINEを送付し（乙61）、谷氏によるレイプ被害の苦痛について自虐的に吐露している。当然のことながら「レイプ」が「楽しく」行われることなどないが、性被害者としては、性被害を深刻なものとは思いたくない心情や自暴自棄になってしまうことが少なくなく（乙57、乙58）、このように自虐的あるいは茶化したようにして自らの体験を吐露しまうのである。■が大内氏から「レイプ」について何らの相談も受けていなかったとすれば■は何のことかと問いかけるはずあるところ、■は特段の反応を示すことなく、大内氏の自虐的な論調に合わせた軽口で応答している。このことから、■はこの時点で既に大内氏のレイプ被害について一定の認識があったことも推認できる。このように大内氏からレイプ被害の相談を受けたという■の供述はかかる客観証拠と整合しているため信用できる。

次に、大内氏は、2021年、レイプ被害について■に相談した（乙62・2～3頁）。大内氏は、2018年の「福島三部作」の公演時には、差し入れた手作りのポテトサラダを褒められただけで泣き出してしまうほどに精神的に参っていた。■についても虚偽を述べる理由がない上、陳述書の内容に不合理な点もないから、その内容は信用できる。

さらに、2022年6月、大内氏は、性被害者支援団体（TSUBOMI）にレイプ被害についてメールで相談した。同メールには、2018年7月に谷氏からレイプ被害を受けたことが明確に記載されている（乙40）。

このように、大内氏が被害直後を含めレイプ被害について複数の第三者に相談している事実は、レイプ被害の存在を推認させる（大内氏の主張を補

強する) ものである<sup>7</sup>。

#### (4) 谷氏の性的規範のレベルが日常的にセクハラを行う程度に低いこと

要証事実 B として下記第 4 で立証するとおり、谷氏は、日常的に、大内氏及びその他の劇団員に対し、胸や尻を触るなどの性的接触(ハラスメント)を行っていた。谷氏は、日常的に女性劇団員の胸や尻を触ることについて問題ないと認識していたのであるから、谷氏の本件劇団内における性的規範のレベルは、著しく低かったといえる。

性行為の強要は、同意なく胸や尻を触るという性的接触の究極系とでもいべき事象であるから、本件劇団内においてそのような性的接触を日常的に行うことを問題ないと考える程度に谷氏の性的規範のレベルが低いことは、谷氏が ████████ に対して性行為の強要を行ったことを推認させる方向の事実である。

#### (5) 谷氏は酔うと感情の制御を失い大暴れする傾向にあること

谷氏自身が(2018年当時は)「非常に精神も不安定で、特に酒飲んだときとか、精神的に強い薬を飲んだときとかに、まれに暴れてしまう、自分の感情が暴れてしまう」と認めるとおり(乙 50・38 頁)、谷氏は、飲酒により感情の制御・理性の抑制が効かず、素面では考えられないような行為に及ぶ傾向にある。そして、その中には性的なものが含まれる。このことは多数の証言や客観証拠から裏付けられる(乙 63・4 頁、乙 13・7 頁、乙 64・9 頁、乙 65・6 頁)。

---

<sup>7</sup> 確かに、性被害はその性質上、誰にも相談できず被害者が 1 人で抱えることも少なくないから、誰にも相談していないことは性被害がなかったことを推認させる事情ではない。しかし、被害直後を含め誰かに被害を相談しているという事実は当該被害の存在を推認させるという経験則は性被害においても妥当する。

以下にその一部を抜粋する<sup>8</sup>。

■■■■■ 陳述書（乙 63・4 頁）

2016年6月、『演劇』という公演で新潟に行ったときに、宿泊施設（ドミトリー）のベッド上において、酩酊した谷さんが暴れて女性の上に乗るという行為がありました。……酩酊状態でも力も入っていたように見られたので、私を含めた複数人で止めに入りました。

■■■■■ 記事（乙 13・7 頁）

経費節約の為、個室だけど寝るだけの狭い鍵がないお部屋に、夜な夜な酔っ払った谷が、私の部屋に入ってくるということも旅公演で度々ありました。なんて言ったか覚えていないけれど、わたしは『出てけ！』など、やいのやいの言ったり、蹴ったりもしたかもしれないです。けれど、力では負けます。他の劇団員やスタッフの方が助けてくれたりもありました。お隣の劇団員のところへ逃げたりもありました。

■■■■■ 聴取報告書（乙 64・9 頁）

■■■■■に、地方公演の際、「絶対に鍵がかかる部屋を手配してほしい」って言われて、「え、どういうこと？」って聞いたら、「前に酔っばらって女子部屋に入ってきて、こう『わーっ』ってやってきて、すごい嫌だったから」って言われました。

■■■■■ 陳述書（乙 65・6 頁）

旅先の公演で大部屋みたいなところに、みんな寝ているのに暴れる、声を出して騒いで、僕や他のスタッフさんが取り押さえたのに、翌日には覚え

<sup>8</sup> 下線部は被告訴訟代理人による付記である。

ていないということが何回もあった

本件において、谷氏は、相当に酔っ払った状態で大内氏の自宅に赴いているから、谷氏が酔うと感情の制御・理性の抑制が効かず、性的なものを含め素面では考えられないような行為を行う傾向にあることは、レイプ被害の存在を推認させる事情である。

実際、酔っ払った谷氏は、過去に、周りに複数の他人がいる状態であっても女性の上に馬乗りになっている（乙 63・4 頁）。そして、相手の女性による拒絶や抵抗を無視して、腕力の差に任せて自らの欲に任せた振る舞いを続けている（乙 13・7 頁）。しかも、そのような大暴れは何回も繰り返されている（乙 65・6 頁）。

大内氏の自宅では、谷氏は大内氏と二人きりであって周りに止める者が誰もいなかったのであるから、馬乗りになった上、抵抗を無視し、そのまま性交を強要するに至ったという大内氏の主張は、何ら不自然ではない。また、このような酔って理性を失った状態の谷氏に対しては、同年代の男性ですら「恐怖を感じることもしばしばあり、とにかく刺激を与えないように気を遣って接してい」たのであるから（乙 63・4 頁）、10 歳以上も年下の女性である大内氏がこれに抗えなかった（抵抗虚しく結果として性交されてしまった）のもまた自然な流れといえる。

## (6) 小括

以上のとおり、2018 年 7 月 27 日深夜の出来事については「動かし難い事実」だけからもレイプ被害の存在が合理的に推認できる（上記(2)）。そして、レイプ被害について大内氏が複数の第三者に相談しているという事実（上記(3)）、谷氏が女性劇団員に対して日常的にセクハラを行う程度に性的規範のレベルが低いという事実（上記(4)）及び谷氏が酔う理性を失い素面

では考えられないような性的な行為を行う傾向にあるという事実(上記(5))も踏まえれば、レイプ被害の存在は優に認定できる。

### 3 予想される原告の主張とその失当

#### (1) 自宅に来るよう大内氏に事前に誘われていたとの主張について

谷氏は、別件訴訟において、2018年7月26日の飲み会の前日か前々日に、大内氏から(飲み会の後は)自宅に「泊まってってください」と言われていたので(乙50・5頁、29頁、34頁)、その発言に従い大内氏の自宅に赴いた(つまり、大内氏の自宅に赴くことは予定通りであった)と主張しており、本件訴訟でも同様の主張をすることが予想される。

しかし、谷氏の主張はそもそも「かもしれない」という曖昧な記憶に基づくものであって(乙49・22頁)、信用性が低い。その点を措くとしても、当該主張は失当である。

まず、谷氏の主張は、大内氏が自宅に到着した際に、          に対して「谷さんを連れて帰ってほしかったと今切に思っているよ」というLINEを送信したという事実と整合しない。大内氏からの事前の打診に応じる形で谷氏が大内氏の自宅に赴いたのであれば、大内氏としてはまさに想定通りの流れなのであるから、このようなLINEを送信するはずがない。

さらに、谷氏が主張するとおり、大内氏が事前に谷氏に対して自宅に泊まることを打診していたのであれば、真夏の駒場東大前駅付近の路上に深夜に3時間近くも滞在することなく、早々に大内氏の自宅に行っていたはずである。この点からも谷氏の主張は不合理である。

#### (2) 谷氏をベッドに誘ったのは大内氏であるとの主張について

谷氏は、別件訴訟において、大内氏の自宅に着いた後、床で寝ようとしたところ、大内氏から「遠慮せずにベッドで一緒に寝ましょう」と言われたの

でベッドに入り（乙 49・22 頁）、同じベッドに男女が入ることになったので「ネタ」「笑い」として大内氏に抱きついたが、「ここまでよ」といわれたのでそこで行為を止め、ベッドから降りて床で寝たと主張する（乙 50・30～31 頁）。要するに、ベッドに入るよう誘ったのは大内氏であり、谷氏はその誘いに応じたに過ぎないと主張する。

しかし、谷氏の主張は、翌朝に大内氏が██████に対して、「自分が汚すぎてもういやだ」、「しんだほうがましだっておもってる」及び「この先ダルカラで仕事取っても身体使ったとか思われてしまう」等の LINE を送信している事実と整合しない点で明らかに不合理である。谷氏が主張するとおり、谷氏が大内氏に誘われてベッドに入り、そこで「ネタ」「笑い」として抱きついたに過ぎないのであれば、大内氏が翌朝に前述のような深刻な LINE を送信することは考えられない。

さらに、大内氏は、2018 年 7 月 27 日以降、谷氏を自宅に招き入れた事実はなく、また二人きりになるような場所の誘いの電話や連絡も全て断っている（乙 48・13 頁）。同日の出来事が谷氏が主張するような円満なものではなく、大内氏にとって「しんだほうがまし」だと思えるほどに辛いものであったことの証左である。

### **(3) 飲酒のため性行為が困難であったとの主張について**

谷氏は、別件訴訟において、レイプ被害の不存在を主張する根拠として、当時大量の飲酒をしていたから性行為が難しい状況であったと主張しており（乙 49・22 頁）、本件訴訟でも同様の主張をすることが予想される。

確かに、谷氏は、ビール換算で 10 杯以上を飲酒し、「相当に酔っ払っていた」。しかし、「ひどい酒飲み」を自認する谷氏にとってその程度の飲酒で勃起が難しくなるとは考え難いし（乙 50・3 頁）、またそれを示す証拠もない。実際、谷氏は、タクシーを降りてから大内氏の自宅まで自力で歩き、ま

た、大内氏の自宅においても嘔吐することもなく過ごし、少なくとも抱きつきという積極的行為を行っている。

したがって、谷氏が「相当に酔っ払っていた」という事実は、レイプ被害の存在を否定するものではない。むしろ、当該事実は、上記 2(5)で述べたとおり、谷氏が感情の制御・理性の抑制を失い、性交の強要に及んだことを推認させる事実である。

#### (4) アモキシサンの服用中のため勃起困難であったとの主張について

谷氏は、別件訴訟において、レイプ被害の不存在を主張する根拠として、うつ病の薬であるアモキシサンを服用中であり、その副作用として勃起が難しい状況であったと主張しており（乙 49・22 頁）、本件訴訟においても同様の主張をすることが予想される。

しかし、まず、医薬品添付文書（乙 66）によれば、「性欲減退」は発症確率が 0.1%未満の極めて稀な副作用である。別言すれば、「性欲減退」は 99.9%以上の確率で生じない症状である。よって、谷氏がアモキシサンを服用していたからといって性欲減退の症状が発生していたとはいえない。

さらに、同じ発症確率のカテゴリに「性欲亢進」も含まれていることからすれば、上記のことはますます明らかである。むしろ、谷氏が、アモキシサンの服用中である 2016 年 6 月に暴れて女性の上に乗るというレイプ未遂とでもいふべき事件を起こしていること（乙 63・4 頁）からすれば、谷氏には性欲亢進の副作用が生じていた可能性の方が高いとさえいえる。

また、「性機能障害」については、治験や臨床試験において統計上有意な形で検出されてすらおらず（検出されていれば、少なくとも「0.1%未満」の列に記載される）、その後に現場の医師から報告があったゆえに「頻度不明」として記載されたに過ぎないから、その発症確率はますます低い。

以上のとおり、そもそも「性欲減退」や「性機能障害」という副作用が生

じていたとはいえない（およそ立証されていない）。

さらに、仮に、上記の症状が生じていたとしても、勃起時の陰茎の硬度が低くなる等により性行為に難が生じるというだけであり、必ずしも性行為が完全に不能となるわけではないから、この点からもアモキサンの服用はレイプ被害の不存在の根拠となるものではない。

#### **(5) 小括**

以上のとおり、別件訴訟における谷氏のレイプ被害が存在しない旨の主張はいずれも失当である。

#### **4 小括**

レイプ被害の存在については「動かし難い事実」その他の間接事実から優に認定できる（上記 2）。他方、レイプ被害などなかったとする谷氏のストーリーは、「動かし難い事実」と整合しない上にその内容自体が不合理であるから信用できない（上記 3）。

よって、要証事実 A（レイプ被害の存在）は真実である。

#### 第4 要証事実B（ハラスメント被害の存在）の真実性

#	要証事実（主要・重要な部分）	本件各記載
B	谷氏が、日常的に、大内氏及びその他の劇団員に対し、胸や尻を触るなどのハラスメント行為を行っていたこと（ハラスメント被害の存在）	本件記載 1、2、6、7、9

##### 1 はじめに

谷氏が、大内氏及びその他の劇団員に対し、胸や尻を触るなどの行為を行っていたという外形的事実については争いがない。

別件訴訟では、谷氏が大内氏の胸や尻を触ったことについての同意の有無が争点とされていたが、裁定和解条項においては、谷氏が大内氏の同意なく大内氏の胸部や臀部を複数回触ったことについて、一定の不法行為責任が生じ得る行為であった旨が示され、原告自身かかる和解条項の記載を認めた上で和解に至っている。さらに、和解条項の第1項の内容も踏まえれば<sup>9</sup>、谷氏は、別件訴訟において、少なくとも大内氏に対するハラスメント行為に関し、その責任を一定程度認めているといえる（乙47）。

そうすると、原告は、本件裁判においても要証事実B（ハラスメント被害）の存在については認めた上で、（真実性の立証対象ではない）摘示事実b1乃至b4の真実性についてのみ争っているようにも思われる。そうであれば、要証事実Bの真実性を議論する実益はない。

しかし、以下では、念のため要証事実Bの真実性を主張しておく。

---

<sup>9</sup> 第1項を大内氏の口外禁止義務の対象とする第3項が存在することに鑑み、（第三者である[ ]は同義務を何ら負わないものの）道義的配慮から本書では第1項の具体的な内容は記載していない。もっとも、別件訴訟の和解調書には閲覧等制限がかけられておらず、誰でも閲覧等が可能な状況が数ヶ月にわたり放置されており、今後も閲覧等制限が認められる可能性はほぼない状況であるから、第3項はすでに死文化しているといえる。

## 2 谷氏が劇団員の胸や尻を日常的に触っていたこと

谷氏は、別件訴訟において、「福島三部作」の稽古期間中に大内氏の胸を触っており、その後も複数回、稽古中に大内氏の胸を触って周囲の人々が止めにくることがあったこと（乙 49・7 頁）、稽古場を含む「衆人が監視する」場所で「大内さんの胸や尻を触ったことがあ」り「他の劇団員などから止めるように注意されることもあ」ったこと（同 10 頁）、及び、大内氏の胸を 30 回弱は触っていたこと（乙 50・27 頁）を認めている。

また、谷氏は、別件訴訟において、「女性の劇団員に対し…胸や尻を触っ」ており、「2018 年 6 月以降では、私が胸や尻を触っていた相手は■■■■や大内さん等」であったこと（乙 49・3～4 頁）、大内氏を含む特定の女性の劇団員の胸やお尻に触っており（乙 50・14 頁）、具体的には、■■■■（以下「■■■■」という。）の胸を触り（同 18 頁）、また、■■■■の胸や尻を他の劇団員がいる稽古場で複数回に及んで触っていたこと（同 19～20 頁）を認めている。

したがって、谷氏が、大内氏やその他の劇団員に対して胸や尻を触る行為を日常的に行っており、その回数は、大内氏の胸を対象とするものについて谷氏が認めるだけでも 30 回弱にも及ぶことについては争いがない。

## 3 谷氏が胸や尻を触ることに対する同意の不存在

2021 年 3 月 11 日、谷氏は、大内氏に対して、以下を記載した LINE を送信している（乙 8-1）。

- 22 時 35 分頃「勝手におっぱい触ってごめんね」
- 22 時 43 分頃「反省&自粛するよ…おらおめのおっぱいすごい好きだったけど、こうなると事情は変わってくるからな…」

上記によれば、谷氏は、大内氏の胸を「勝手に」触っていたが、2021 年 3 月

11日になって、それを「反省」するに至っている。「勝手に」という表現からは、谷氏は大内氏の胸を触るに際し、大内氏の同意を得ていなかったことが分かる。また、谷氏が、大内氏の胸を触ることについて大内氏の黙示の同意があったと認識していたのであれば、かかる行為は（彼氏の有無にかかわらず）大内氏の同意の下で行われたものであり、何ら「反省」すべき事象ではないはずである。にもかかわらず、谷氏は大内氏に対して「反省」していることからすれば、谷氏自身、大内氏の胸を触ることが大内氏の意に反するものであったことを、少なくともこの時点では明確に認識していたといえる。

さらに、谷氏は、別件訴訟において、大内氏に触ってよいかと確認することなく一方的に触ったことが複数回あることを認めており（乙50・26～27頁）、かつ、裁判所から大内氏の胸や尻を触ることについての真摯な同意があったと本当に思っているのかと問われた際、「今振り返ってみると、そうじゃない可能性はあるんじゃない、と言われたらそのとおりだと思」っている旨回答している（乙50・46頁）。

以上のとおり、谷氏が胸や尻を触ることについての大内氏の真摯な（法的に有効な）同意は認められず、また、そのことについて谷氏も認めている。

また、          も谷氏からの性的接触は嫌であった（つまり、当該性的接触について真摯な同意などしていない）旨を明言している（乙13）。

そもそも、権力勾配の強さに鑑みれば、女性劇団員から男性主宰者に対する胸や尻を触ることへの自由な意思に基づく（法的に有効な）同意など認められるはずがないところ、大内氏を含む本件劇団の劇団員についてもそのことが当然に妥当するということである。

#### 4 ハラスメント被害やその目撃に係る供述が潤沢に存在すること

権力者についての告発は、報復や不利益を受けるおそれがあるため、通常、行うことは困難である。ところが、谷氏は、著名な演出家であり、劇団主宰者

という権力者であったにもかかわらず、以下に詳述するとおり、劇団員や元劇団員を含む多くの者が、同人による日常的なハラスメントについて供述している。(セクハラについての供述が非常に多いが、パワハラについての供述も複数含まれている)。この事実によっても、要証事実 B (ハラスメント被害) の存在が裏付けられる。

また、権力者である谷氏に対し、同劇団の元劇団員である大内氏は、何らの権力も有していない。よって、劇団関係者である供述者には、谷氏に有利な証言をする方が利益を得られる可能性が高く、谷氏に有利な証言をする動機が存在する。他方、大内氏に不利な証言をすれば谷氏を利することができるし、(同じ劇団に所属していた場合には特に) 何より自らの法的・道義的な責任を免れるという保身目的から、大内氏に不利な証言を行う動機が存在する。そうであるにも関わらず、谷氏に対する不利な内容の供述を行っている場合、その内容の信用性は高いといえる。

(1) ■■■■

本件劇団の劇団員であった■■■■は、谷氏にハラスメントされていた旨を自ら述べている。具体的には、①稽古場で「お尻や胸を触られるのは日常茶飯事」であり「それをセクハラだという認識はあ」り、②■■■■氏以外にも「現場で、大内含め、他の女性へのセクハラもあった」と述べている。さらには、上記第 3・2(5)のとおり、③旅公演中にたびたび、谷氏が■■■■の個室に侵入し■■■■も抵抗するものの力ではかなわなかったことがあった旨述べている (乙 13・7 頁)。

いずれも■■■■が自ら体験した記憶であり信用できる上、特に上記①及び③は■■■■が自らが被害者として体験した谷氏による性被害について述べたものであって、信用性が高い。

(2) ■■■■■

本件劇団に客演として参画した経験のある■■■■■氏は、谷氏について、①「演劇界に於いて谷賢一という演出家はハラスメントの常習者であるという認識はかなり浸透しているものと私は考えています。……女性の胸や尻を公然と触る、など、誰から聞いたかと言われればいちいち覚えていられない程度には、多くの方が口にしていました」と述べ（乙 67・2 頁）、②「劇団員の女性が谷さんに胸を触られそうになった現場を見たこともあ」る旨（乙 67・5 頁）述べている。

■■■■■は、自らの性被害体験について、③「胸を突然触る、ということが度々起こるようになり……ある時はすれ違いざまに、ある時は隣に座っている飲み会の席で、谷さんは私の胸を堂々と触るようにな」ったと述べ、これに対して「はっきりと『やめろ』と伝えましたが、谷さんは聞く耳を持たなかった」と述べ（乙 67・2～3 頁）、④「特に、胸を触るといった行為については、本当にあいさつのように行われ」ており、「『記録を残す』という意図で度々ツイートをしていました。谷賢一、という名前と、胸を触られたことを併記しました」と述べている（乙 67・3 頁）。

また■■■■■は、谷氏によるパワハラに関しては、⑤谷氏が「眼球ストレスまでカッターナイフを突き付けてくる、場面を演じている時に物を投げたり机やホワイトボードを蹴っ飛ばしたりして大きな音を立てて怯えさせる」などの行為を行っていた旨を述べる（乙 67・4 頁）。

いずれも■■■■■が自ら体験した記憶であり信用できる上、特に上記(i)③及び④は、■■■■■が自ら被害者として体験した谷氏による性被害について述べたものであって、信用性が高い。また、④については、■■■■■が述べる「『記録を残す』という意図」での投稿として、2010 年頃に X 上に投稿された、「谷賢一におばいさわられたなう」や「ちなみに昨日も谷賢一におばい触られた」といった投稿（乙 68-1～乙 68-2）が実際に存在しているか

ら、更に信用性が高い。

(3) ■■■■

本件劇団の劇団員であった■■■■は、①「谷賢一は劇団の現場においてセクシャルハラスメントとパワーハラスメントの常習者でした。特にひどいのはセクハラです。私が目撃している範囲でも女性俳優の身体に触れることはしょっちゅうで、俳優が嫌がったり、まれに周りが注意してもやめませんでした。抱きつく、胸を揉む、肩を揉ませることもよく見ました。……パワハラもありました」と述べている（乙2-1）。

また、■■■■は、パワハラの実例として、②「ある稽古では私のミスでシーンが止まると怖い声で怒鳴られたことがありました」、③「ある稽古のダメ出しでは、谷が酔って机に頭を打ち付けて怒鳴るところをみたあとに、稽古を続けなくてははいけませんでした」、④「本番の直前にスタッフを恫喝したり、またあるスタッフには蔑むような口調で命令するのを目撃したこともあります」と述べている（乙2-1）。

他にも、■■■■は、セクハラの実例として、⑤「福島での田植えボランティアに参加した時……谷さんが、当時ダルカラの劇団員だった■■■■のお尻など体を触っていました。■■■■は抗議していましたが谷さんは冗談のような態度でやめようとせず……驚きました。」と述べ（乙62・1頁）、また、⑥大内氏が谷氏の肩を揉むと、谷氏が大内氏の胸を両手で触るということが日常的にあった旨を述べている（乙62・2頁）。

さらに、■■■■は、⑦2018～2019年頃、谷氏に対し、女性の体を触るような行為について「こういうことが告発とかされたらどうするんですか？」と訊ねたところ、谷氏は「謝るしかないよねー」といった返答をしたことがあった旨述べる（乙62・4頁）。

上記①乃至⑦は、いずれも■■■■が自ら体験した記憶であり信用できる。

さらに、上記⑤は、後記(8)にて記載するとおり、福島県におけるボランティアに係る■■■■の投稿（乙4-2）と合致する内容であり、第三者による大内氏の告発以前の投稿という客観性の高い証拠と整合しているため、さらに信用性が高い。

加えて、■■■■は、⑧「過去にある劇団員に対するひどいセクハラ LINE を注意した際、酔っていたのかセクハラを更に激化させてしまったこと」があった旨述べつつ（乙2-1）、「2021年には、谷さんから大内さんへの LINE がセクハラだったので、大内さんが嫌がっていると私から谷さんに伝えたことがあります。そのとき酔った谷さんは、私には挑発的な返信をしながら、大内さんへのセクハラの LINE を増やしたため、抗議しても意味がないどころか逆効果だと感じさせ」られた（乙62・3頁）と述べている。

上記の出来事は、2021年3月11日の夜のことであり、客観証拠（LINE）と整合する。すなわち、谷氏は、同日23時0分から1分にかけて、大内氏に対して、「ならもうおらはおめのおっばいは触れねえな……。悲しいな……。あまりにも悲しいから、次回一回だけエラーみたいな感じで触らせてくれたら嬉しいな。触り納めにするでなあ。」「大内のおっばい、好きだったなあ。。。素晴らしかったなあ。。。』という LINE を送信した（乙8-1）。■■■■は、大内氏より谷氏から不快な内容の LINE が送付されている旨をかねてから聞いていたため、谷氏に対して、同日、23時03分に「谷さん 大内マジで嫌がってるのでやめてあげてください こんどまた飲みましょ」と LINE を送付した。しかし、これに対し、同日23時12分、谷氏は「大内とラインしてたよ つい今しがたまで それはやめるだろうよ 言われたらやめるさ でも言われるまでは僕はおっばいは全力で触るし今後も触りたい」と返信したため、■■■■は更に「そのラインが嫌がられているので本当に気をつけてください」と谷氏を再度たしなめる LINE を送付している（乙69）。

また、この状況は、■■■■が2022年5月13日「の前から、大内さんが、

谷さんからのセクハラ LINE をセクハラだと感じて苦痛であるというようなことを大内さんと■■■■から聞いたことがあ」ったとの供述（乙 70・2 頁）とも合致している。

このように、上記⑧は、客観的証拠や他者の供述内容と整合し、かつ、一貫したものであるから信用性が極めて高い。

以上のとおり、■■■■の供述はいずれも信用できるところ、特に上記⑤及び⑧は客観性の高い証拠と整合しているから、さらにその信用性が高い。

**(4) ■■■■**

本件劇団の作品に共演したことがある■■■■氏は、①「『セクシャルハラスメント』と捉えられるような谷さんの言動は、日常的にあった」旨述べつつ、具体的には、②「稽古場での休憩時間や、稽古場外での食事の場などでは、自分の近くに女性を呼び寄せて、身体の接触を含めたコミュニケーションを取り」、③「女性に肩を揉ませるという行為は日常的にあり」、④「胸や尻など身体を触る行為もあり」、⑤「触ろうとして女性を追いかけ回したりということもしばしばあった旨を述べる。また、⑥「大内さんが谷さんの肩を揉み、その大内さんの胸などを谷さんが触るようなことをしていたのを目にしたことがあり……少なくとも 2018 年の頃には日常的に行われていた記憶があ」と述べる（乙 63・2 頁）。

これらは、いずれも■■■■が自ら体験した記憶であり信用できる。

**(5) ■■■■**

本件劇団の劇団員であった■■■■氏は、①「大内さんが谷さんの肩を揉んでいる時、谷さんが後ろに立っている大内さんの胸を触るというのも確かにあり■■■■がそれを注意しており、他の劇団員も冗談めかした感じで声を掛けたことがあったものの「谷さんのそのような行動が止まることは

なく、『まあねー』と受け流され…だんだん、『言っても無駄』という感じになっ」た旨を述べる（乙70・1頁）。

また■■■■■は、②2022年5月14日の本件劇団内でのハラスメント対策に関する会議を実施する前から、大内氏から谷氏のハラスメントに関して相談を受けており、③谷氏によるハラスメントを目撃した複数の人物から「あれはセクハラだよ。見ていていやだ」と聞いていた旨述べる（乙70・2頁）。さらに、④同ミーティングにおいて、■■■■■が、谷氏に対し、「今まで谷さんがハラスメントをしてきたという自覚はあるのか」という趣旨のことを表明し、谷氏が「そういうことを言うつもりはない」といった回答をした旨述べる（乙70・2頁）。

これらは、いずれも■■■■■が自ら体験した記憶であり信用できる。

(6) ■■■■■

本件劇団の劇団員であった■■■■■は、2022年5月の本件劇団への入団「直後、谷によるハラスメント行為の噂を初めて耳にし」それは「1つや2つでは」ない旨述べる（乙11-1・1頁）。

■■■■■が聞いたのはハラスメントに関する複数の噂話であって伝聞ではあるが、谷氏についてかかる噂話が出回っていたとの事実自体は、■■■■■が直接見聞きした記憶であり、信用できる。

(7) ■■■■■

本件劇団の劇団員であった■■■■■は、谷氏によるセクハラについて、①「谷氏が休憩中に女性に肩を揉ませている、打ち上げや、懇親会等の時に女性を隣に座らせる、しばしば休憩中に胸やお尻を触ると言う行為を目にする事があ」ったこと、及び、②「胸やお尻を触ると言う行為があれば、その場で周囲も注意を発してはい」たものの、「対象者も複数人いた為、全てに注意は

出来ていなかった」旨を述べる（乙 12-2）。

また、[ ]は、谷氏によるパワハラについて、③「私自身も、稽古中に過度では無いかと思われる叱責を受けることが度々あ」と述べる。

これらは、いずれも[ ]が自ら体験した記憶であり信用できる。

(8) [ ]

劇作家である[ ]は、2022年4月9日、過去に福島において、ある団体の男性代表が「団員の一人のお尻を触った。代表は笑いながら何度かそれを繰り返して、その周りには力なく笑う他の団員たちがいた。お尻を触られている人は『これってセクハラなんじゃないの』と言っていた。それを聞いて代表がまた笑った」という出来事があり（乙 4-2）、同年12月16日には「代表」が谷氏であった旨述べる（乙 4-1）。

これらは、[ ]が自ら体験した記憶であり信用できる上、2022年12月16日の投稿は、大内氏の告発がなされた2022年12月15日より前の、2022年4月9日の時点の投稿を引用するものであるから、大内氏の告発以前になされた同投稿については信用性は高い。さらに、上記供述は、[ ]の供述（上記(3)の⑤）と整合しており、かかる点でも信用性が高い。

(9) [ ]

本件劇団の劇団員であった[ ]（以下「[ ]」という。）は、「休憩中や稽古終わりに、僕が出会ったときからそうでしたが、[ ]に限らず、谷氏がお尻を触って『止めてよ』というコミュニケーションは日常茶飯事にあり、間近にみたときには『お前止めるよ』というのは何度かあった」と述べる（乙 65・7頁）。

また、本件劇団から制作として業務委託を受けていた[ ]（以下[ ]という。）は、①谷氏が稽古場で大内氏の胸を触っていたのを

何度か見ていたこと（乙 71・2 頁）、②「劇団員だった [ ] のお尻を谷さんが触っていたりとか、触ろうとしても [ ] が逃げていたり」したこと、「谷さんがマクベスに出ていた女優さんに『胸を触っていい?』と聞いて、『え、嫌です』というやり取りがあったというのを人伝てに聞」いた旨、「野外でのフェスティバルのときに、谷さんが『おはようございます』と言いながら女性劇団員の胸を触っているのをみ」るなど（乙 64・3 頁）、他の複数の女性劇団員に対しても日常的にセクハラをしていたこと（乙 71・3 頁）、③本件劇団においては「もし本気で怒っている人がいたら『空気を読まない人』扱いされたであろう」ことから、真剣な注意や抗議が困難な状況にあったことが述べられている。

[ ] による陳述書（乙 65）及び [ ] の供述を内容とする書面のうち乙 64 は、別件訴訟において谷氏により提出されている。上記のとおり、権力者である谷氏については有利な供述がなされる傾向にあり、谷氏が自らの主張を立証するために用いた証拠は特にその傾向は顕著であるところ、これらの供述においてすら谷氏が日常的にセクハラ行為を行っていた旨述べているのであり、少なくとも谷氏による日常的なセクハラ行為が存在したという限度において、これらの供述は信用できる。また、 [ ] による陳述書のうち乙 71 は、乙 64 の陳述の趣旨を訂正するために作成されたものであり（乙 71・1～2 頁）、乙 71 の供述は信用できる。

## 5 小括

以上のとおり、谷氏は、日常的に、大内氏及びその他の劇団員の胸や尻を触っていたところ（上記 2）、そのことについての法的に有効な同意は認められないから（上記 3）、谷氏の行為はセクハラに該当する。また、信用できる潤沢な供述の存在によってもセクハラが存在が裏付けられており、同供述からはパワハラが存在も基礎づけられる（上記 4）。

よって、要証事実 B（ハラスメント被害の存在）は真実である。

## 第5 結語

以上のとおり、本件各記載の摘示事実が本件性被害の存在であると仮定した場合であっても、真実性の抗弁の要件である公共性及び公益性は充足している（第1）。また、この場合における当該摘示事実の主要・重要な部分は、要証事実 A（レイプ被害の存在）及び要証事実 B（ハラスメント被害の存在）であるところ（第2）、いずれの要証事実も真実である（第3及び第4）。

よって、被告らによる本件各記事の公開は不法行為に該当しない。

なお、真実相当性の抗弁の立証対象となる事実は、真実性の抗弁と同じく主要・重要な摘示事実である。よって、真実相当性の抗弁の主張については、真実性の抗弁に係る主張反論によって立証対象となる事実は何かについての議論がある程度整理された後に、おって主張する。

以上